

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震防災緊急事業の推進計画

第1項 地震防災緊急事業の推進 各管理施設課 消防機関

第1項 地震防災緊急事業の推進

《 基本方針 》

防災関係機関は、一般災害対策編第2章各節に定めるもののほか、特に、本節に定める事項に留意して地震災害予防のための事業を検討するものとする。

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物・土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法はそれらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

なお、耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

また、宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

《 現況 》

宮崎県の地震災害の事例及び災害の想定は、地震災害対策編第1章第4節「想定地震と被害想定」に示す通りである。

《 計画目標 》

1. 第5次地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 第5次地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見

込まれる地区について「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

(2) 計画年度

平成28年度～令和2年度

(3) 対象事業

町が実施する事業については、地域防災計画に定める基準であることを要件とする次の施設等の整備等である。

地震防災緊急事業五箇年計画の対象事業とは、

- 1) 主務大臣の定める基準に適合する。
- 2) 都道府県地域防災計画に基づく事業である。
- 3) 市町村が実施する事業については、市町村地域防災計画に定める基準であることを要件とする次の施設等の整備等である。
 - ア. 避難地
 - イ. 避難路
 - ウ. 消防用施設
 - エ. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - オ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設または漁港施設
 - カ. 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
 - キ. 公的医療機関等のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - ク. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - ケ. 公立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの
 - コ. 上記キ.～ケ.のほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - サ. 津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設または河川管理施設
 - シ. 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設または農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - ス. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - セ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設または設備
 - ソ. 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設または設備
地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備または資機材

5. 作成の手続き

知事は、計画の作成、変更にあたり、町長の意見を聴取する。（地震防災対策特別措置法第2条第2項及び第4項）

6. 地震防災緊急事業に係わる国の負担補助の特例

- (1) 災害応急対策の充実
- (2) 被災者の早期安定化
- (3) 要援護者対策

特に、以下の項目を対象とする事業については、国の負担割合の特例が定められ、他の法律による補助率が本法に定める補助率を上回らない限り、本法の補助率を適用することとしている。

- 1) 一定の消防用施設
- 2) へき地における公立の診療所のうち一定のもの
- 3) 木造の社会福祉施設の改築
- 4) 公立の小中学校の補強
- 5) 一定の防災行政無線設備等
- 6) 飲料水、電源の確保に資する施設または設備
- 7) 非常用食糧等の備蓄倉庫
- 8) 救護施設等

但し、この補助率の特別措置が実施されるのは、当初五年間であり、計画の延長は行えるが、特別措置の延長はしないものとしている。これは緊急性を担保とし、事業の実施を促進するためである。

7. 事業の実施

県、町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災緊急事業の計画的執行に努める。

8. 町の事業計画

町は、新富町国土強靱化地域計画に基づき地震災害予防のための事業を推進する。

9. 公共施設等耐震化事業の推進

- (1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて公共施設等の耐震化を推進する。

- (2) 対象事業

- 1) 公共施設等の耐震改修

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を

対象とする。なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

ア. 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設

イ. 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む）等

ウ. 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む）

（3）公共施設等耐震化事業計画

1) 県は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、総務省に提出する。

2) 町は、事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画を作成し、県に提出する。

（4）国の財政措置

起債の充当、元利償還金の一部についての交付税措置等

第2節 地震に強いまちづくり計画

第1項 地震に強いまちづくり

- 都市建設課
- 税務課
- 各施設管理課

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編 第1章第4節「都市防災計画」、第5節「建築物及び文化財等災害予防計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強いまちづくりを推進していくためには、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災まちづくりの基本方針を策定し、この方針に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していく。

第1項 地震に強いまちづくり

《 主な担当機関 》

- ・ 都市建設課
- ・ 税務課
- ・ 各施設管理課

《 計画目標 》

1. 防災まちづくり計画の推進

地震に強いまちづくりを計画的に推進し道路、公園等の根幹的な公共施設や地区レベルの防災性の強化を図る。

2. 地震に強い都市構造の形成

町は、避難路、避難所・避難場所、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備等を図るための

土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

町及び施設管理者は、高層ビル及び駅等不特定多数の者が利用する都市施設の地震発生時における重要性を鑑み、これら施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を推進する。

3. 市街地の防災構造化

(1) 土地区画整理

土地区画整理事業の必要な地域は、防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共及び公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備を検討する。

(2) 建築物の共同化と不燃化

低層の密集住宅地においては、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に建て替え等を促進し、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図るとともに、建築物の不燃化を促進する。

4. 防災緑地空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 面的都市基盤整備の推進

避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

また、災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保存に努める。

(2) 緑化の推進

ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等、住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。

(3) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

(4) 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅

員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

(5) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、町及び県は、新富町地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには、災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

(6) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

5. 地盤災害の防止策の推進

(1) 地震土砂災害対策

地震による土砂災害は降水量を要因にその被害が発生しているが、震災時の斜面崩壊や土砂の移動等に伴い豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒・避難体制の確立に努める。

1) 地盤情報の把握

町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

2) 地盤情報の公開

上記により把握した情報を広く公開し、活用していく。

3) 危険箇所の周知

町は、県から情報提供を受けた土砂災害の危険箇所について町地域防災計画に明記するとともに住民への周知に努める。

4) 地震発生時の緊急調査体制

ア.実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。

イ.土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。

ウ.危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。

エ.災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

(2) 宅地造成等の規制

1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、要請を行う。

2) 開発等の災害防止に関する基準

ア.軟弱地盤の改良

宅地造成の際に、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

イ.液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

ウ.災害危険度の高い区域

土砂災害危険区域内の土地については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、都市計画法に基づき、県と連携し、原則として開発計画を認めない。

エ.人工斜面の安全措置

宅地造成により生ずる人工斜面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果を普及していく。

(4) 地盤改良工法等の普及

1) 軟弱地盤の改良

宅地造成における地耐力調査により、地盤が軟弱である場合は地盤改良を行う。

2) 液状化対策

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等があるが、これらの各種工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

6. 建築物の液状化対策

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に建築主事と協議するよう指導していく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

1) 木造建築物

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- ・アンカーボルトの適正施工
- ・上部構造部分の剛性を持たせる
- ・荷重偏在となる建築計画を避ける
- ・屋根等の重量を軽くする

2) 鉄筋コンクリート造等建築物

- ・支持杭基礎工法

- ・地階を設ける方法
 - ・面的に広がりのある建築計画とする
 - ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める
- 3) コンクリートブロック塀
- ・法令等の技術基準を正しく履行する
 - ・基礎を底盤幅の大きい逆 T 字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

7. 建築物の安全化 *1

施設管理者は、応急対策上重要な不特定多数の者が使用する施設について、特に、耐震性の確保に配慮する。

(1) 建築物の耐震化

1) 建築物等に対する指導

保安上危険又は衛生上有害であると認められる建築物、老朽建築物、外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

2) ブロック塀の倒壊防止対策

町及び県は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

ア.町及び県は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

イ.町は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

ウ.町は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ.町及び県は、ブロック塀を新設または改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

3) 建築物の落下防止対策

町及び県は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

ア.道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。

イ.実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。

ウ.建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

エ.建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防

*1 各施設管理者

止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

(2) 建築物の耐震化普及、啓発

1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、県や建築関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

ア.広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。

イ.建築物耐震改修相談

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発や普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

ウ.所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導する。

エ.木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

2) 応急危険度判定士の養成

震災後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を養成する。

8. 公共施設及び危険物施設の点検整備等

施設管理者は、道路、河川、砂防設備等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

また、石油類、高圧ガス等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

(1) 重要建築物の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定し、復旧優先順を検討する。

- 1) 防災中枢施設（町役場等）
- 2) 治安施設（交番等）
- 3) 消防施設（消防署、消防機庫等）
- 4) 医療施設
- 5) 避難施設（公民館、集会所、小学校、中学校、文化会館等）
- 6) 要援護者施設（福祉施設、保育施設、老人福祉施設等）

(2) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

(3) 建築物防災診断の実施

必要に応じ県及び建築士会等と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断や耐震改修の促進に努める。

(4) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(5) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は要配慮者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

町及び県は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

9. 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

町、県、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

第3節 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理計画

第1項 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理	□各施設管理課
--------------------------	---------

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第2節「治水治山予防計画」及び第3節「土砂災害防止計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されているため、関係機関と協力してこれらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

第1項 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理

《 主な担当機関 》

・各施設管理課

《 計画目標 》

1. 河川施設の整備と管理

(1) 河川施設

1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、排水機場・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

2) 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

3) 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを活用し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

2. ため池の整備と管理

町は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を決定し、事業化を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップの作成・公表による、住民への啓発活動も進めていく。

3. 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

1) 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。

2) 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

1) 砂防設備の整備

ア.緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

イ.砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

2) 地すべり防止施設の整備

ア.緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ.地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

3) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア.緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ.急傾斜地崩壊危険区域内の禁止及び制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

第4節 公益事業等施設災害予防計画

第1項	電気施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社 (高鍋配電事業所)
第2項	ガス施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> ガス事業者
第3項	通信施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社

《 基本方針 》

大規模な地震発生時における対策は、本節の定める他、一般災害対策編第1章第11節「公益事業等施設災害予防計画」を準用する。特に、宮崎県地震・津波被害想定調査においては、電力、電話、ガス等のライフライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

第1項 電気施設災害予防対策

《 主な担当機関 》

- ・九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）

《 計画の目標 》

電気施設災害予防対策については、本項に定める他、一般災害対策編第1章第11節第1項「電気施設災害予防対策」を準用する。

1. 九州電力における電力施設

(1) 電力設備の災害予防措置

1) 地震対策

ア.水力発電設備

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

イ.送配電設備

a.架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規定されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

b.地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

c.変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

d.通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

2) 防災業務施設及び設備の整備

ア.観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

イ.通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

3) 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4) 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めていただく。

- ア.無断昇柱、無断工事をしないこと。
- イ.電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最奇りの九州電力送配電株式会社の事業所等に通報すること。
- ウ.断線垂下している電線には絶対触らないこと。
- エ.浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。
- オ.屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- カ.電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- キ.その他事故防止のため留意すべき事項
 - 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

第2項 ガス施設災害予防対策

《 主な担当機関 》

- ・ガス事業者

一般災害対策編第1章第11節第2項「ガス施設災害予防対策」を準用する。

第3項 通信施設災害予防対策

《 主な担当機関 》

- ・西日本電信電話株式会社

一般災害対策編第1章第11節第3項「通信施設災害予防対策」を準用する。

第5節 上水道、排水施設災害予防計画

第1項 上水道、排水施設災害予防

- 水道課
- 都市建設課
- 水道企業団

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、上水道等の施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常の生活に必要な不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

第1項 上水道、排水施設災害予防

《 主な担当機関 》

- ・ 水道課
- ・ 都市建設課
- ・ 水道企業団

計画の詳細については、一般災害対策編第1章第12節「上水道、排水施設災害予防計画」を準用する。

第6節 道路交通施設関係施設の整備と管理計画

第1項	道路整備計画	<input type="checkbox"/> 都市建設課 <input type="checkbox"/> 農地管理課
第2項	鉄道施設	<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株式会社

《 基本方針 》

地震被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第1項 道路整備計画

《 主な担当機関 》

- ・都市建設課
- ・農地管理課

計画の詳細については、一般災害対策編第1章第13節第1項「道路整備計画」を準用する。

第2項 鉄道施設

《 主な担当機関 》

- ・九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)

1. JR九州における鉄道施設

地震災害に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、耐震性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

(1) 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター（保線・電力・信号通信）	日豊本線	市棚～都農	
		日豊本線	都農～五十市	
	宮崎工務センター（保線・電力・信号通信）	日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
		吉都線	吉松～都城	信号通信のみ担当
	本所（土木・建築）	日豊本線	市棚～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
宮崎空港線		田吉～宮崎空港		
鹿児島鉄道事業部	国分工務センター（保線）	吉都線	吉松～都城	

(2) 地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこない、2次災害防止に努める。

＜地震計の設置箇所＞

線区	地震計設置箇所数（位置）
日豊本線	7（南延岡、南日向、都農、日向新富、宮崎、田野、都城）
日南線	1（油津）
吉都線	3（吉松、小林、都城）

第7節 危険物等施設の安全確保

第1項 危険物等施設の安全確保

- 消防機関
- 危険物施設管理者
- 県

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第9節「危険物等災害予防計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災及び死傷者の発生が予想されている。これを最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第1項 危険物等施設の安全確保

《 主な担当機関 》

- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・ 危険物施設の管理者
- ・ 県

1. 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町及び県は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理所等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

町及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第8節 情報通信施設等整備計画

第1項	情報の収集・連絡体制の整備	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 総合政策課
第2項	被災者への的確な情報伝達体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 総合政策課 <input type="checkbox"/> 消防機関

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第17節「情報通信施設等整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

地震発生時の迅速な初動体制の構築に資する地震観測体制の整備及び災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努めるものとする。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

《 主な担当機関 》

- ・総務課
- ・総合政策課

《 計画目標 》

町は、町役場と指定避難所または集落を結ぶ防災行政無線（防災ラジオ含む）等の整備に努める。

防災関係機関は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。

1. 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、あらかじめ情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

さらに、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

1) 防災情報処理システムの機能充実

一般災害対策編第1章第17節第5項「各種防災情報システムの整備」を準用する。

2) 防災情報処理システムの運用体制の確立

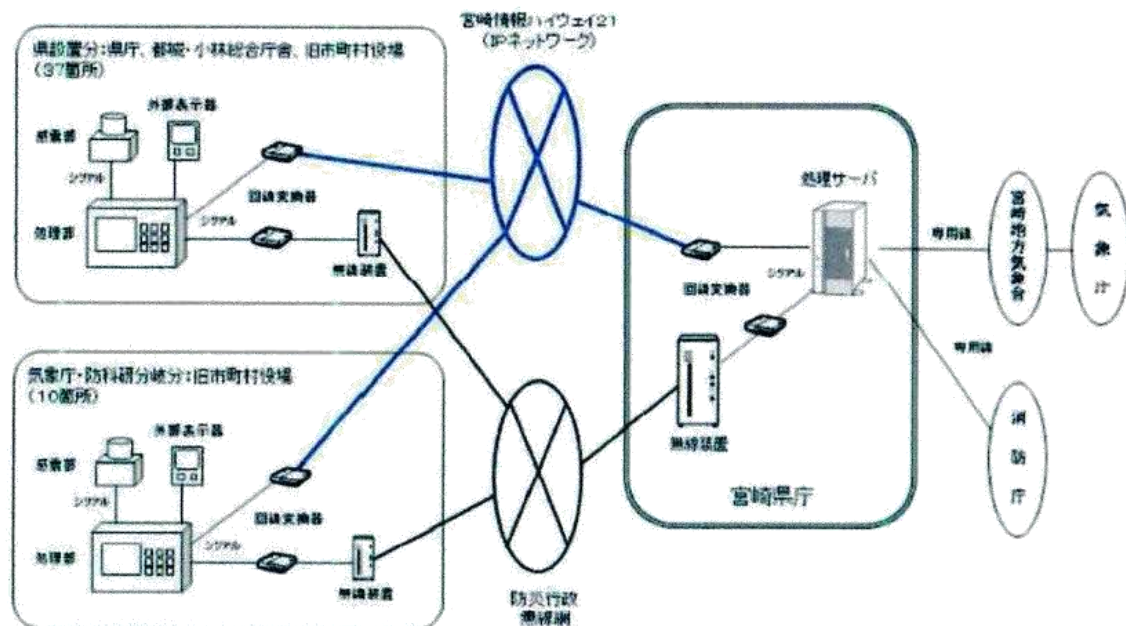
一般災害対策編第1章第17節第5項「各種防災情報システムの整備」を準用する。

2. 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

〈宮崎県震度情報ネットワークシステム概念図〉

宮崎県震度情報ネットワークシステム概念図



第2項 被災者への的確な情報伝達体制の整備計画

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 総合政策課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

《 計画目標 》

被災者への情報伝達手段として、特に、町防災行政無線や有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

1. 情報伝達体制の整備

(1) 地震観測体制の強化

気象庁が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、特に、町防災行政無線や有線系も含めた多様な手段の整備に努める。

1) 災害情報データベースの整備

一般災害対策編第1章第17節第5項「各種防災情報システムの整備」を準用する。

2) 多様な情報メディアの活用方策の検討

一般災害対策編第1章第17節第5項「各種防災情報システムの整備」を準用する。

3) 広報、広聴体制の確立

一般災害対策編第1章第17節第5項「各種防災情報システムの整備」を準用する。

4) 地震観測体制の強化

気象庁が行う地震動の観測体制と、消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう、情報源の確保を図る。

第9節 地震防災活動体制の整備計画

第1項	災害応急体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 自衛隊 (陸上自衛隊第43普通科連隊) (航空自衛隊新田原基地)
第2項	二次災害防止体制の整備計画	<input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 都市建設課 <input type="checkbox"/> 各施設管理課

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第15節「防災施設、資機材等整備計画」、第21節「広域応援体制整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえ、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町は、県及び防災関係機関と連携の上、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第1項 災害応急体制の整備計画

《 主な担当機関 》

- ・総務課
- ・自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）
- ・自衛隊（航空自衛隊新田原基地）

《 計画目標 》

防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舍の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらにそれぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。

1. 防災活動体制の整備

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立 *1

町災対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

(3) 職員の動員配備対策の充実

地震災害発生の際、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

1) 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

2) 災害対策職員用通信手段の確保

町災対本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

3) 災害対応初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

震災後に避難場所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

2. 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関の相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

また、県及び町等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

*1 全庁、総務

3. 町と自衛隊との連携体制 *2

町と自衛隊は、大規模災害が発生した場合における災害派遣活動の円滑な実施を目的として、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議し、平常時から連携体制の強化を図る。

(1) 災害応援派遣体制の整備

1) 災害応援派遣用装備等の整備

一般災害対策編第1章第15節「防災施設、資機材等整備計画」第2～7項を準用する。

2) 広域応援体制の確立

一般災害対策編第1章第21節「広域応援体制の整備計画」第1～3項を準用する。

4. 広域応援体制の整備充実

(1) 市町村間の相互協力体制の整備

町は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

さらに県は、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立する。

(2) 県、市町村と自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

5. 大規模地震（津波）時における避難行動

(1) 大規模地震が発生した場合における津波による避難が必要と想定される地区別の避難地、避難路その他具体的な避難方法等について、避難計画、マニュアル等の整備検討を行う。また、訓練を通じて被害想定の実施などによる検証を通じて避難計画の見直しを行う。

(2) 高台への避難に相当な時間を要する地区における避難地の指定は、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所（津波避難ビルを含む指定）としての利用を検討し、公共性の高い施設より、避難所の指定を進める。民間施設の津波避難ビルの指定についてもその重要性を周知し、協力を要請していく。

(3) 避難対策の早期実施

町は、観光客や海岸部における就労者、漁業従事者等の避難誘導計画を作成する。

*2 防災基地対策、自衛隊

船舶・漁船等の港外退避等に係る措置についても、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、事前対応を検討し関係者に周知する。

(4) 意識の普及啓発

居住者等及び観光客等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発する。

第2項 二次災害防止体制の整備計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第3節「土砂災害防止計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査によると、地震・津波後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震・津波発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進するものとする。

《 主な担当機関 》

- ・総務課
- ・都市建設課
- ・各施設管理者

《 計画目標 》

余震、豪雨等にともなう二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成に努める。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

その他危険物等取扱施設における二次災害の予防についても関係者ととともに体制の整備を図る。

1. 土砂災害防止体制の整備

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるような体制を整備しておくものとする。

(1) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

(2) 災害の危険性について住民に周知し、危険情報を迅速に地域住民へ提供する。

2. 建築物災害防止体制の整備

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

(1) 町の取り組み

- 1) 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設を検討する。
- 2) 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

3. 危険物等災害防止体制の整備

(1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、関係機関と連携して保安体制の強化を図るものとする。

4. 宅地災害防止体制の整備

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、県民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制の整備を図る。

町は、震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備するものとする。

第10節 救出・救助・救急・医療体制の整備計画

第1項 救出・救助・救急・医療体制の整備

- 福祉課
- いきいき健康課
- 消防機関

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による火災の発生と多数の死傷者が想定されている。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第1項 救出・救助・救急・医療体制の整備

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第15節「防災施設、資機材等整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当機関 》

- ・福祉課
- ・いきいき健康課
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

《 計画目標 》

町及び医療機関等は、発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性を鑑み、通信手段の確保等を図る。

消防本部、消防署、消防団等の消防機関は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、医師会の協力のもと、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定する等、災害発生時における救急医療体制の充実に努める。

また、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、その計画を作成するよう努める。

1. 救急・救助・医療体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

1) 救急・救助体制の充実

一般災害対策編第1章第15節第4項「医療救護体制の整備」を準用する。

2) 初動医療体制の確立

一般災害対策編第1章第15節第4項「医療救護体制の整備」を準用する。

3) 医療支援体制の確立

一般災害対策編第1章第15節第4項「医療救護体制の整備」を準用する。

4) 災害時における医療情報の確保

一般災害対策編第1章第15節第4項「医療救護体制の整備」を準用する。

(2) 救助体制の整備

1) 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

2) 消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

3) 町は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

4) 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び町は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2. 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

(1) 要配慮者の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者を把握し、その他の内容については、一般災害対策編第1章第23節第1項「自主防災組織育成計画」及び2項「自主防災活動計画」を準用する。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火資機材を備え、自らの初期消火力の向上に努める。その他の内容については、一般災害対策編第1章第23節第1項「自主防災組織育成計画」及び2項「自主防災活動計画」を準用する。

(3) 救助・応急手当能力の向上

1) 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。また、県、町はこうした地域の取り組みを支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、町は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

3) 地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置場所の周知を検討するものとする。

3. 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

(1) 交通ネットワークの整備

1) 骨格的な幹線道路の整備

一般災害対策編第1章第13節第1項「道路整備計画」を準用する。

2) 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保

一般災害対策編第1章第13節第1項「道路整備計画」を準用する。

3) 防災上重要な道路改良の実施

一般災害対策編第1章第13節第1項「道路整備計画」を準用する。

4) 橋梁等の安全対策の実施

一般災害対策編第1章第13節第3項「道路施設等の点検・整備計画」を準用する。

5) 鉄道施設の改良強化

一般災害対策編第1章第13節第4項「鉄道施設」を準用する。

6) 災害時用臨時ヘリポートの整備

一般災害対策編第1章第15節第2項「災害時用臨時ヘリポートの整備」を準用する。

(2) 輸送対策

1) 陸上輸送の整備

車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請

2) 航空輸送の整備

災害の状況により自衛隊等への航空輸送の検討

第11節 消火活動体制の整備計画

第1項 消火活動体制の整備

□消防機関

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第7節「火災予防計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 消火活動体制の整備

《 主な担当機関 》

- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

《 計画目標 》

町は、地震による火災に備え、消火栓のみにかたよることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防署、消防団等の消防機関及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

1. 消防救急体制の充実

(1) 地震火災の未然防止

一般災害対策編第1章第7節「火災予防計画」第1項～第4項を準用する他、地震対策については特に以下の内容に努める。

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及び消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第12節 緊急輸送体制の整備計画

第1項 緊急輸送体制の整備

- 総務課
- 都市建設課
- 高鍋警察署
- 県
- 県警察
- 国
- 西日本高速道路（株）

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、地震・津波による建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定されている。これらの被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備していくものとする。

第1項 緊急輸送体制の整備

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 都市建設課
- ・ 高鍋警察署
- ・ 県
- ・ 県警察
- ・ 国
- ・ 西日本高速道路（株）

計画の詳細は、一般災害対策編第1章第14節「緊急輸送体制の整備計画」を準用する。

第13節 防災施設、設備等の整備計画

第1項 避難収容体制の整備

- 総務課
- 都市建設課
- 各施設管理課

第2項 食料、飲料水等の供給体制の整備

- 総務課
- 水道課
- 水道企業団

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第16節「災害備蓄物資等整備計画」、第19節「避難場所等整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 基本方針 》

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、調達体制の整備を図るものとする。

第1項 避難収容体制の整備計画

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 都市建設課
- ・ 各施設管理課

《 計画目標 》

1. 避難誘導 *1

町は、避難場所等及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

町は、高齢者、障がい者、その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとし、避難場所等であることを示す標識等の設置に努める。

2. 指定避難所・指定緊急避難場所 *2

町は、公園、社会教育施設、公共施設等を対象に、地域の人口、対象圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、避難場所等及び避難路の設備の充実を図る。

(1) 避難場所等の指定、避難路整備、誘導等

避難場所等の選定にあたり、災害の種類に応じた安全性等を考慮し、適切な場所を選定する。

また、介護等が必要な避難行動要支援者が利用できる福祉避難所を選定する。

詳細は、一般災害対策編第1章第19節「避難場所等整備計画」を準用する。

(2) 避難場所等及び避難路の整備と併せて、夜間の津波避難誘導に必要な誘導灯の整備を推進する。

3. 応急仮設住宅 *3

協会や企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

詳細は、一般災害対策編第1章第19節第6項「応急仮設住宅供与体制の整備」を準用する。

*1 総務課

*2 各施設管理

*3 都市建設

第2項 食料、飲料水等の供給体制の整備

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 水道課
- ・ 水道企業団

《 計画目標 》

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、飲料水、生活必需品、非常用電源、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄、または避難所・避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

1. 給水対象人口の把握等

町は、給水対象人口を調査・把握する。

2. 給水容器等の確保

町は、給水に必要な給水タンク、給水袋等の給水容器の確保に努める。

3. 給水車及び給水車両等の確保

町は、給水に要する給水車及び輸送車両等が必要な場合は県及び周辺市町村に対し、応援を要請する。

(1) 非常用物資等の備蓄強化

詳細は、一般災害対策編第1章第15節第5項「給水体制の整備」及び第16節「災害備蓄物資等整備計画」を準用する。

4. 装備資機材の確保計画

装備資機材の確保 （担当課及び関係機関の明確化）

	資機材、人員の手配内容	町担当課	応援要請機関
1	組織体制（初動体制）の確立	・ 総務課	・ 県危機管理局 ・ 周辺市町村
2	災害時用ヘリポートの確保	・ 総務課 ・ 都市建設課 ・ 生涯学習課	・ 県危機管理局
3	災害用装備資機材	・ 総務課 ・ 福祉課 ・ 消防団	・ 県危機管理局
4	水防資機材の備蓄	・ 都市建設課 ・ 総務課 ・ 消防団	・ 県土木事務所
5	救命・救助装備	・ 総務課 ・ 福祉課 ・ いきいき健康課 ・ 消防団	・ 県危機管理局 ・ 郡医師会・県医師会

第14節 地域の防災力の向上

第1項 防災知識の普及、訓練及び
自主防災組織の育成強化

- 総務課
- 福祉課
- いきいき健康課
- 町民課
- 教育総務課
- 生涯学習課
- 消防機関

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第1章第22節「要配慮者対策計画」、第23節「自主防災組織整備計画」、第24節「防災知識普及計画」、第25節「訓練計画」、第27節「ボランティアの環境整備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

第1項 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化計画

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 福祉課
- ・ いきいき健康課
- ・ 町民課
- ・ 教育総務課
- ・ 生涯学習課
- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

《 計画目標 》

1. 防災知識の普及等 *1

防災知識の普及に関しては、一般災害対策編第1章第24節「防災知識普及計画」を準用する他、地震に関する事項については、特に以下の内容に留意し取り組むものとする。

防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、震災時のシユミュ

*1 総務、消防本部、教育総務、生涯学習

レーション結果等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策、地震発生時取るべき行動、避難所・避難場所での行動等、防災知識の普及、啓発を図る。また、災害時の家庭での連絡体制の確保を促す。

地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努める。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

(1) 住民に対する防災知識の普及

1) 内容

概ね次のとおりとする。

- ア.想定地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ.地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ.地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ.緊急地震速報に関する知識
- オ.正確な情報入手の方法
- カ.防災機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ.各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク.各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ.平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- コ.住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2) 普及方法

ア.防災マップによる啓発

地域の防災的知見からの防災調査を行い、住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努める。

イ.教育機関等

防災訓練等を通じて防災に関する教育の充実に努める。

ウ.広報誌、パンフレット等による啓発

【記載内容例：「地震への備え」】

- 家庭での備え－「自助」の取組
 - ①食糧や飲料水などの確保
 - ②ラジオ、懐中電灯、医薬品など非常持出品などの準備
 - ③タンスや食器棚などの家具の転倒防止
 - ④避難所の位置や安全な避難経路の確認
 - ⑤災害時における家族間の連絡方法の確認
 - ⑥地震や火事に備えた住宅保険や共済への加入

⑦住宅の耐震性の点検、耐震補強など

○ 地域での備え－「共助」の取組

- ①自主防災組織や自治会への加入と避難・消火・救護訓練への参加
- ②地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
- ③高齢者や障がい者などの要配慮者への避難誘導體制の検討・整備

2. 防災訓練の実施、指導

一般災害対策編第1章第25節第1項「総合防災訓練」を準用する他、特に地震に関しては以下の内容に留意する。

防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。

また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施、または行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

3. 防災知識の普及、訓練における要援護者への配慮 *2

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮し、地域において要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

4. 消防団、自主防災組織の育成強化 *3

- (1) 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員の参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図る。
- (2) 自主防災組織の育成、強化を図る。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等により、これらの組織の活動や訓練の実施を促し、継続的な組織活動と組織体制の充実に努める。

5. 地域の自主防災組織の設置

一般災害対策編第1章第23節「自主防災組織整備計画」を準用する他、特に地震に関しては以下の内容に留意する。

(1) 自主防災組織の重点地区

特に次のような被害危険の高い地域に重点をおいて推進を図る。

- 1) 木造家屋の集中している地域
- 2) 消防水利の不足している地域
- 3) 道路事情等により消防活動の困難な地域

(2) 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本

*2 福祉、総務

*3 消防本部、総務

として、次のような方法等により組織づくりをする。

- 1) 町内会、自治会等の自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織を育成する。
 - 2) 防犯組合等何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
 - 3) 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。
- (3) 事業所防災活動の推進

一般災害対策編第1章第23節第3項「事業所防災活動の推進」を準用する他、地震については、特に以下の内容に留意する。

- 1) 地震防災に関する対策計画の策定

本町は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたことから、その浸水想定区域内における不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者に対し、対策計画の策定を促進する。

6. 防災ボランティア活動環境の整備

一般災害対策編第1章第27節「ボランティアの環境整備計画」を準用する他、特に地震に関しては以下の内容に留意する。

- (1) 町は、ボランティア団体と協力して、災害発生時の防災ボランティアとの連携やその体制について検討する。
- (2) 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図る。その際、非常時の登録、研修制度、活動調整を行う体制、活動拠点の確保等について検討する。

第15節 災害復旧・復興への備え

第1項 災害復旧・復興への備え

□各課

《 基本方針 》

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

第1項 災害復旧・復興への備え

《 主な担当機関 》

・各課

計画の詳細については、一般災害対策編第1章第26節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第 1 6 節 地区防災計画の策定

第 1 項 地区防災計画の策定

□総務課

第 1 項 地区防災計画の策定

《 主な担当機関 》

・ 総務課

計画の詳細については、一般災害対策編第 1 章第 28 節「地区防災計画の策定」を準用する。

第17節 災害教訓の伝承

第1項 災害教訓の伝承

- 総務課
- 生涯学習課

第1項 災害教訓の伝承

《 主な担当機関 》

- ・ 総務課
- ・ 生涯学習課

計画の詳細については、一般災害対策編第1章第29節「災害教訓の伝承」を準用する。

第18節 地震災害に関する調査等の推進

第1項 地震災害に関する調査等の推進

□総務課

第1項 地震災害に関する調査等の推進

《 主な担当機関 》

・総務課

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

1. 震災対策に関する調査研究

町、県及び関係機関はそれぞれ協力して地震に関する調査研究活動に取り組むよう努めるものとする。

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 災害対策本部、災害警戒本部組織計画

第1項 災害対策本部及び
災害警戒本部組織計画

総務対策班
関係機関

第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画

1. 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準【 資料編*1 参照 】

一般災害対策と同様に、本町の地域において大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に基づき「新富町災害対策本部」（以下「町災対本部」という。）及び「新富町災害警戒本部」（以下「町警戒本部」という。）を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第2章第1節「災害対策本部組織計画」を準用する。

(1) 町災対本部及び町警戒本部の設置

《町災対本部及び町警戒本部の設置基準》		
	町警戒本部設置基準	町災対本部設置基準
本部長	町 長	町 長
設置基準	1) 震度5弱の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき 2) その他、本部長が必要と認めたとき	1) 震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき 2) その他、本部長が必要と認めたとき

*1 ●資料 2.1.1 「新富町防災会議条例」参照

(2) 町災対本部及び町警戒本部の設置場所

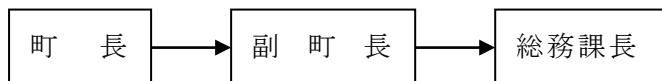
町災対本部及び町警戒本部は、町長の指揮する場所に設置する。

町災対本部が被災しその機能を果たさない場合は、代替候補地を検討する。

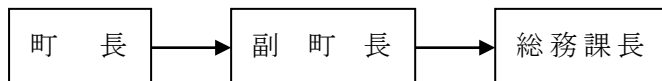
	設置場所	災害時優先登録電話	備考
通常	新富町役場	33-4140	
代替候補地	新富町総合交流センターきらり	33-1022	

(3) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

町災対本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



また、災害のため、交通及び通信手段の途絶した場合を考慮し、災対本部等の設置判断等が必要な意思決定権者代理順位は次のとおりである。



第 2 節 情報収集伝達計画

第 1 項	地震情報の収集・連絡 及び通信の確保	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 各施設管理班
第 2 項	自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 総務対策班
第 3 項	広域的な応援体制	<input type="checkbox"/> 総務対策班

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第 1 項 地震情報の収集・連絡及び通信の確保

《 基本方針 》

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震や津波に関する情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・各施設管理班

1. 通信施設の利用確認

(1) 通信手段の確保

- 1) 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。
- 2) 町は、必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員・資機材を確保する。
- 3) 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。

(2) 公衆電話通信施設の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等に必要があるときは、災害時特設電話を利用する。

2. 災害情報の収集・連絡

(1) 地震情報等の連絡

気象庁から発せられた地震や津波に関する情報を県、町、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

1) 情報の種類

- ①津波警報・注意報
- ②津波情報
- ③地震情報

2) 地震情報の収集

震度情報ネットワーク・システムや気象庁が発表する、これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとることとする。

ア.地震情報の種類と内容【 資料編*1 参照 】

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町

*1 ● 資料 震 2.2.1 「気象庁の震度階級」

地震情報の種類	発表基準	内 容
	・緊急地震速報（警報）を 発表した場合	村名を発表。
各地の震度に関する 情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点の ほか、地震の発生場所（震 源）やその規模（マグニチュ ード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地 域で、震度を入力していない 地点がある 場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源 要素を更新した場合や地 震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新の お知らせや地震が多発した場 合の震度 1 以上を観測した地 震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをも とに、1 km 四方ごとに推計 した震度（震度 4 以上）を図 情報として発表。
遠地地震に関する情 報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした 場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が 発生する可能性がある地域 で規模の大きな地震を 観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 （震源）やその規模（マグニ チュード）を概ね 30 分以内に 発表。 日本や国外への津波の影響に 関しても記述して発表。

4.地震解説資料

宮崎地方気象台は、津波予報区「宮崎県」に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や宮崎県内で震度 4 以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。

(2) 緊急地震速報

1) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
宮崎	宮崎県北部平野部	延岡市、日向市、西都市、児湯郡の一部（高鍋町、 新富町 、川南町、都農町、木城町）、東臼杵郡の一部（門川町）

注)緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない

2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

4) 普及啓発の推進

宮崎地方気象台は、町及び県その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

町及び県は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。

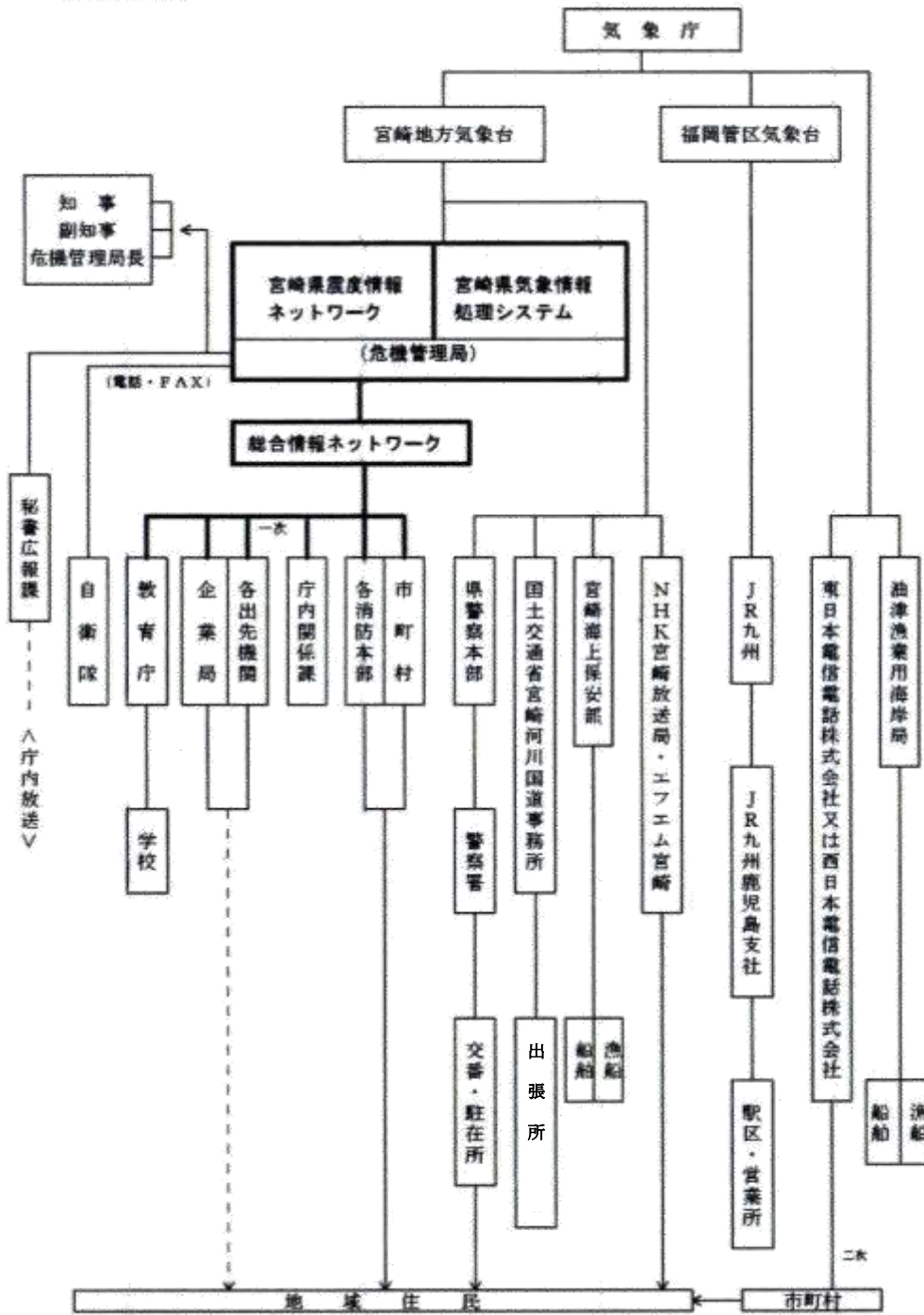
5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

町は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(3) 地震情報の伝達

地震が発生した場合、まず、福岡管区及び宮崎地方気象台から、県及び「震度情報ネットワーク・システム」により、地震情報及び津波等の連絡を、町及び関係機関に行われる。町は、あらかじめ定めた手法により、速やかに住民に伝達する。なお、県及びN T T情報案内センター、その他からの伝達を待つことなく、放送等により情報を把握し、住民等への伝達に努める。

(伝達系統)



1) 各機関の措置

ア. 宮崎地方気象台

宮崎地方気象台は、気象庁から通知された地震や津波に関する情報を発表する。

イ. 放送機関

放送機関は宮崎地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

ウ. 町

(ア) 町に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

(イ) 町長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(ウ) 町長は、情報の伝達を受けたときは、新富町地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。

(エ) 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

(オ) 事前措置

町は、住民等へ地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線・有線放送等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

エ. その他の防災関係機関

宮崎地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、町と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、宮崎地方気象台、県(危機管理局)、その他の関係機関に通報しなければならない。

(5) 被害規模の早期把握のための活動

1) 各機関の被害情報の把握

町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

町は、被害規模を早期に把握するため、地震情報から被害の発生が予想される地域

を中心として、参集職員の参集途上における視認情報、110 番及び 119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

2) 上空からの概況把握

町は、県・自衛隊（震度 5 弱以上の場合）、警察等が実施するヘリコプターによる上空から収集した情報を活用し、被害規模の把握を行う。

3) 重点的に把握すべき被害概況

- ア.火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)
- イ.建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀)
- ウ.道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所)
- エ.崖崩れの状況(位置、被災戸数)
- オ.道路渋滞の状況

(6) 地震発生直後の第 1 次被害情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。報告は災害対策支援情報システムもしくは電話、FAX 等により行う。

(7) 地震被害情報の収集

1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- ア.地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- イ.人命救助に係る情報
- ウ.その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

2) 各班は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

- ア.人的被害
- イ.建物、施設等の被害
- ウ.避難の状況
- エ.防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- オ.防災関係機関の対策の実施状況
- カ.交通機関の運行、道路の状況
- キ.住民の行動、避難状況、要望
- ク.現地での応急対策活動での問題点
- ケ.災害救助法の適用基準となる人的被害、住家被害の世帯数
- コ.社会福祉施設の被害

3) 電気、ガス、上下水道、電話等生活関連施設の運営被害状況

4) 各地区毎に被害情報の収集担当班を定め、消防団や区長等の協力を得て初期情報

の収集に努める。

5) その他の手段による情報の収集

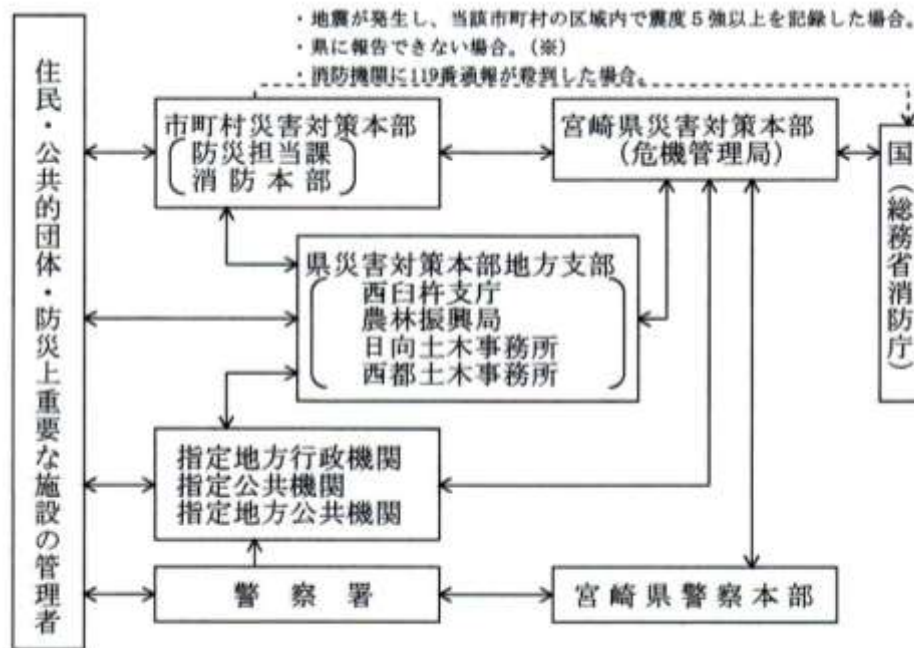
- ア. テレビ、ラジオからの情報収集
- イ. アマチュア無線家の協力による情報収集
- ウ. 民間企業からの情報収集

(8) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

1) 情報伝達の流れ

＜情報収集・伝達の流れ＞



(※) は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

2) 被害情報等の伝達手段

町及び県、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア.被害状況等の報告は、有線又は無線電話（FAXを含む）若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- イ.有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ.すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

ア.即報

地震発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。

また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

イ.確定報

応急対策終了後 20 日以内に報告。

ウ.事務処理フロー

一般災害対策編第 2 章第 7 節第 3 項「被害情報の報告基準」を準用する。

(参考 1) 災害報告取扱要領

第 4 号様式 (その 1) [災害概況即報]

第 4 号様式 (その 2) 被害状況即報 (即報・確定報告)

これらの様式については、資料編にて掲載。

(参考 2) 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、一般災害対策編第 2 章第 7 節第 2 項「被害情報の調査要領、伝達」を準用する。

(9) 災害医療情報の確保

災害医療情報の収集にあたっては、関係機関の機能の把握を行う。

(10) 各機関の情報収集・伝達活動

1) 町は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県の災害対策地方支部、その他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 15 日以内に行うものとする。

ア.町災害対策本部が設置されたとき

イ.災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ.災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ.地震が発生し、震度 4 以上を記録したとき

オ.災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

2) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

3) 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その

他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

4) 消防庁への直接報告

- ア.地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したものについては、第 1 報を直接消防庁へ原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。(被害の有無を問わない。)
- イ.地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

(11) 被害種類別の情報収集・伝達方法

一般災害対策編第 2 章第 7 節第 3 項「被害情報の報告基準」を準用する。

3. 被害状況等の集約

(1) 被災状況等の集約

県及び新富町災害対策本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

4. 通信計画

一般災害対策編第 2 章第 7 節第 4 項「通信計画」を準用する。

第 2 項 自衛隊の災害派遣

《 主な担当班 》

- ・総務対策班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 2 章第 4 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

町長は、自衛隊の派遣要請の必要性を、地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。そのいとまがないときは、直接自衛隊に通知する。

自衛隊は、知事及び町長から要請を受けたとき、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等の適切な措置を行う。

第 3 項 広域的な応援体制

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班

町は、被害の規模に応じて、県及び近隣の市町村に応援を求めるものとする。また、大規模な地震の発生を覚知したときは、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整える。

1. 災害救助法の適用要請

一般災害対策編第 2 章第 2 節「災害救助法適用計画」を準用する。

2. 県、市町村応援要請

(1) 実施責任者：総務対策班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 2 章第 5 節「広域応援活動計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 県他市町村への応援要請

災害応急対策または災害復旧のため、必要なときは応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等について斡旋を求める。

また、町長は、発災時に円滑な応援を行うため、あらかじめ支援・受援の体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な応援の方法や必要な量について検討を行う。

第3節 動員配備・応急活動体制計画

第1項 動員配備・応急活動体制

- 総務対策班
- 各施設管理班

第1項 動員配備・応急活動体制

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 各施設管理班

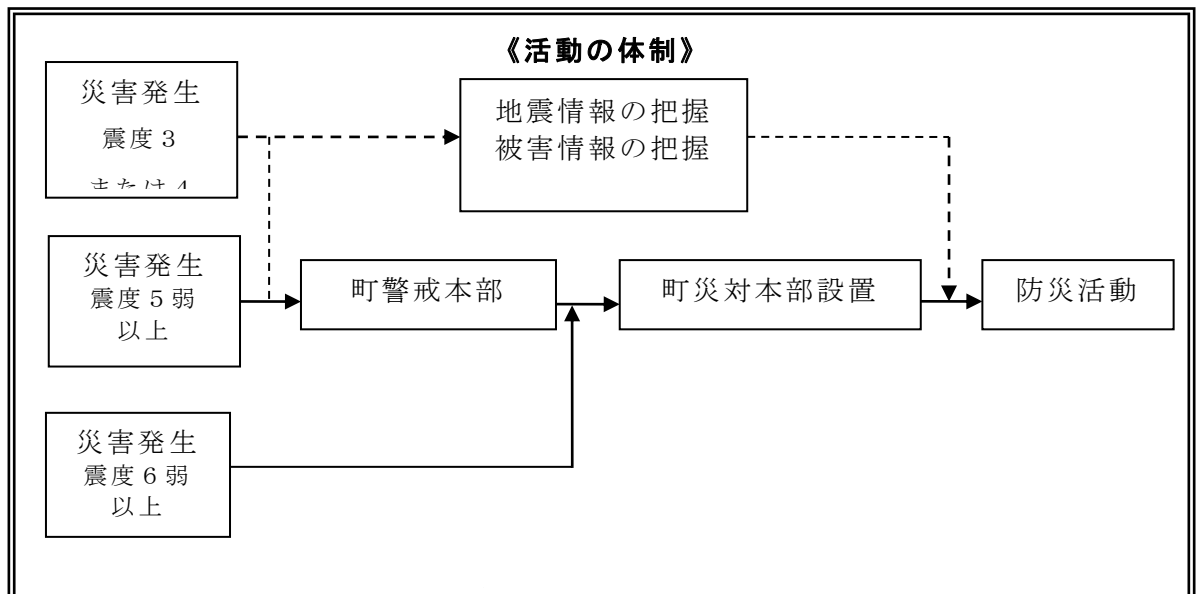
町及び防災関係機関は、大規模地震発生時において、迅速かつ的確な初動対応を実施するため、町災対本部等の設置基準の明確化、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意して、職員の動員配備・応急活動体制を定める。発災時は、これに従い町災対本部等の設置及び職員の動員配備、応急活動を行う。

1. 町災対本部等の設置基準と配備体制

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第2章第3節「動員配備計画」を準用する。特に以下の事に留意して取り組む。

(1) 活動体制

町長は、大規模地震が発生した場合において、直ちに災害対策本部を設置し、全職員をもって本計画に基づき、防災活動を遂行する。



《町災対本部設置基準》

本町近郊に

- 1) 震度3以上の地震が発生したときは地震情報の把握に努め、必要に応じ情報収集体制を敷く。
- 2) 震度5弱以上の地震が発生したときは、町警戒本部を設置する。
- 3) 震度6弱以上の地震が発生したときは、直ちに町災対本部を設置するとともに、第4配備体制を敷く。

2. 町災対本部等の設置場所

町災対本部等は、原則として町役場内に設置するが、町役場が被災により使用不可能な場合には、他の事務所の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

3. 夜間・休日発災時の本部機能の確保

夜間及び休日において、大規模な地震が発生したと予想される場合、町災対本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう本部機能確保の措置を講じる。

(1) 非常参集

地震対策については特に以下の事に留意して取り組む。

あらかじめ定める配備要員は、所定の動員方法によるほか、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、次の基準により、自主的に町役場に登庁するものとする。

配 備 体 制	自 主 参 集 の 基 準
情報収集体制 第1配備体制	本町で震度3及び震度4以上の地震が発生し、総務課長が必要と認めたとき
情報連絡本部 第2配備体制	本町で震度4以上の地震が発生したとき (インフラ・ライフラインの被害が想定される場合) 副町長が必要と認めたとき
町警戒本部設置 第3配備体制	本町で震度5弱以上の地震が発生したとき 町長が必要と認めたとき
町災対本部設置 第4配備体制	本町で震度6弱以上の地震が発生したとき 町長が必要と認めたとき

(2) 緊急初動班の設置

地震対策に関しては以下の内容に留意して取り組むものとする。

《 職員の参集基準 》

配備基準	震度	配備体制	情報の流れと参集方法
第1 配備体制 (情報収集体制)	3 以上	総務課危機管理 係職員	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内 宮崎地方気象台→県危機管理局 →町総務課 (担当職員へ指示) 勤務時間外 宮崎地方気象台→県防災消防課→町警備員 →町総務課
第2 配備体制 (情報連絡本部)	4 以上	総務課危機管理係 職員 各対策部長が必要 と認める人員	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内 宮崎地方気象台→県危機管理局 →町総務課 (担当職員へ指示) 勤務時間外 宮崎地方気象台→県防災消防課→町警備員 →町総務課→非常参集員登庁
第3 配備体制 (町警戒本部)	5 弱 以上	総務課職員 必要に応じて各対 策部長が参集させ る。	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内 宮崎地方気象台→県危機管理局→ 町総務課 (庁内放送) →関係職員 勤務時間外 非常参集員登庁→緊急初動班の設置 → (災害警戒本部) 職員の参集に遺漏のないようあらかじめ職 員の参集系統、参集順位、連絡方法等につい て具体的に計画しておく。
第4 配備体制 (災害対策本部)	6 弱 以上	・全課全職員	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内 宮崎地方気象台→県危機管理局 →町総務課 (庁内放送) →全職員 (災害対策本部各班) 勤務時間外 非常参集員登庁→緊急初動班の設置 直ちに職員自ら情報収集に努め、<u>自主的に</u> <u>登庁</u>する。 但し、道路の遮断や公共の交通機関等の不 通により、登庁できない場合は、所属長へそ の旨伝えるとともに、応急活動に従事する。

《 応急対策の時間的目安 》

時間 主な応急対策	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～3日目位まで	地震発生3日目位～1週間位まで
被害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> 各班からの被害情報の収集伝達 消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達 その他関係機関からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等の被害情報の収集伝達 ライフライン被害情報の収集伝達 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活情報の収集伝達
住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（特に火災発生）に関する情報 避難情報及び安全な避難所に関する情報 パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種被害状況に関する情報 避難所に関する情報 救援救護に関する情報 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン等の復旧状況に関する情報 避難所に関する情報・救援救護に関する情報 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営 避難人員及び避難状況の把握 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営 避難所への飲料水、食糧、生活必需品等の供給 仮設トイレの設置及び衛生管理 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の派遣要請と受入れ 災害救助法適用の申請 県、周辺市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援の受入れ 救援物資の受入れ ボランティアの受入れ 	
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所の開設、運営 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救急医療活動 メンタルケア
救援	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動 食糧、飲料水の確保及び供給 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、飲料水の供給 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 水道復旧による生活用水の供給 救援物資の配給
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 緊急交通路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> 火災の初期消火 火災の延焼状況の予測 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 火災の延焼拡大の防止 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 要配慮者及び避難行動要支援者（要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者）の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 要配慮者及び避難行動要支援者（要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者）の施設への受入れ
遺体捜索・収容埋葬		<ul style="list-style-type: none"> 遺体の捜索、搬送 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容埋葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ゴミ、し尿処理 災害廃棄物処理
生活再建			<ul style="list-style-type: none"> 災害相談窓口の開設 罹災証明等発行の準備 応急仮設住宅建設の準備 被災建物応急修理の準備 学校再開の準備

第 4 節 救出医療計画

第 1 項	救助・救急活動	<input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 消防機関
第 2 項	消火活動	<input type="checkbox"/> 消防機関
第 3 項	医療活動	<input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 消防機関

第 1 項 救助・救急活動

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

1. 住民及び自主防災組織等の役割

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 2 章第 14 節「救出・警備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

地域における救助・救急活動は、消防団や自治会も含めた自主防災組織等のもとで、地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。地域の実状に即した住民の組織力を強化し、“自分達の地域は自分達で守る”という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

- (1) 住民の果たすべき役割
 - 1) 区域内の負傷者及び要配慮者の救出・救護
 - 2) 正確な情報の把握及び伝達
 - 3) 出火防止措置及び初期消火の実施
 - 4) 適切な避難の実施
 - 5) 組織的な応急・復旧活動への参加と協力
- (2) 自主防災組織の果たすべき役割
 - 1) 適切な情報の収集及び伝達と地域住民への広報活動

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第4節 救出医療計画〉

- 2) 初期消火及び延焼防止の実施
- 3) 適切な避難の誘導と避難所運営の体制の確立
- 4) 負傷者及び災害弱者の救出・救護
- 5) 飲料水、食糧等の救援物資の仕分け及び炊き出し支援、協力
- 6) 被災地の保全と防犯活動
- 7) 消防団との連携及び消防団活動の補助

2. 救助・救急活動

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第2章第14節「救出・警備計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

町は、被災地の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

(1) 救出班の編成

救出班の編成は、災害が発生した地域の消防分団を現地本部とし、現地本部長に消防団長、副本部長に副団長、班長に各分団長とする。救出班は、各関係機関と連絡を密にし、救出の状況を順次本部長に報告する。

(2) 町は、地震直後からの住民、事業所に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動への協力を喚起する。

(3) 初動体制の確立

被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

(4) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

- 1) 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。
- 2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(5) 救出等の応援要請

町は、被災地の救助及び救急活動を行う他、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。又、自衛隊への派遣要請の必要性を判断し、必要と認めた場合は知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。

第 2 項 消火活動

《 主な担当班 》

- ・ 消防本部、消防署、消防団等の消防機関

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 2 章第 11 節「消防計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

大規模地震の発生に伴い、二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、次により出火防止及び消防活動を実施する。

1. 出火防止、初期消火

一般災害対策編 第 2 章第 11 節「消防計画」を準用する他、地震に関する対策は、以下の内容に留意して取り組む。

火災による被害を防止または軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行う。また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により、住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

2. 消防活動

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等と同時に発生する 경우가多く、消防機関の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害が発生するため、全ての災害に同時に対応することは極めて困難となる。消防活動は、消防力の重点投入地区の選定、及び延長阻止線の設定を行う等、消防力の効率的運用を図る。

(1) 同時多発災害への対応

一般災害対策編第 2 章第 1 2 節第 4 項「消火活動」を準用する。

3. 住民、自主防災組織、事業所による消火活動

(1) 住民の活動

1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

2) 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

2) 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努め

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第4節 救出医療計画〉

る。

3) 消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所(研究室、実験室を含む)の活動

1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2) 火災が発生した場合の措置

ア. 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ. 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

ア. 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ. 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ. 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4. 救急救助活動

一般災害対策編第2章第14節第1項「救出対策」を準用する他、地震に関する対策は、以下の内容に留意して取り組む。

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防機関は、医療機関、医師会、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

5. 被災市町村への応援

一般災害対策編第2章第11節第2項「消火活動の実施」及び同第14節第1項「救出対策」を準用する他、地震に関する対策は、以下の内容に留意して取り組む。

本町は、被災地である市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防活動の迅速かつ円滑な救援活動の実施に努める。

第3項 医療活動

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第2章第15節「医療救護計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

町は、医師会等へ協力を求めて医療活動を行うほか、必要に応じ、町域外の医療関係機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

被災地域内の医療機関等は、病院、建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧対策の要請を行う。

1. 医療救護

一般災害対策編第1章第15節「医療救護計画」を準用する他、地震に関する対策は、以下の内容に留意して取り組む。

(1) 医療救護班の編成

医療助産の救護は、原則として“福祉医療班”が行う。但し、重傷病患者等で処置することが困難な場合には、病院、診療所または助産所等に收容する。

(2) 初動体制の確立

救急医療活動は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携し、医療関係者、施設の確保、搬送收容体制、支援体制を確立する。

- 1) 地元開業医、医療機関への要請
- 2) 医療救護班の派遣
- 3) 医療施設への受入れ体制の確保
- 4) 搬送体制の確保
- 5) 広域支援要請

(3) 医療機関等への応援要請

医療救護班又は町内の診療所等での処理が困難な場合には、県及び周辺市町村等の協力を得て、最寄りの收容施設を有する医療機関に收容する。

(4) 医療救護対策

1) 医療施設の復旧協力

医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第4節 救出医療計画〉

2) 重症度の判定（トリアージ）

傷病者は、3段階に区分され、それぞれの判定に応じた救命措置、応急措置を行う。

3) 情報収集及び連絡体制

震災による負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況について情報を共有化し、情報の明確化を図る。

4) 精神医療

町は、地震被害における精神障害者に対する保健及び医療サービスの確保と心的外傷後ストレス障害等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

5) 難病患者への対応

透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への相談、移送等適切な措置を講ずる。

6) 特定医療対策

地震によるライフラインの不通にともなう重病患者及び人工透析等特定の医療情報を必要とする患者へ、多様な情報媒体を活用し、情報提供と収集を行う。

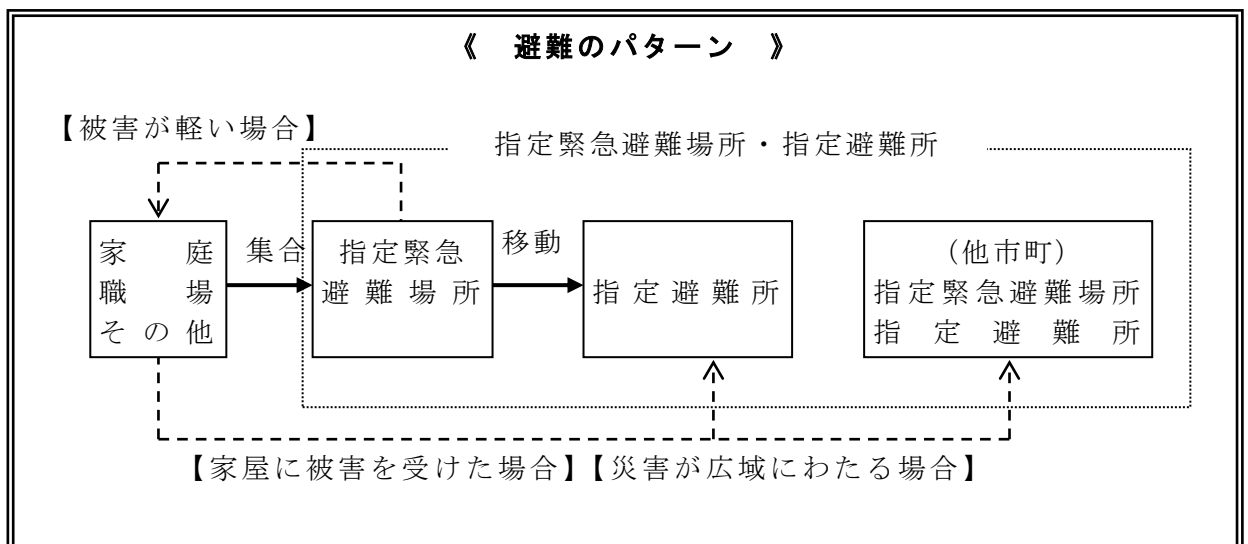
第5節 避難収容計画

第1項 避難収容活動	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 各施設管理班
第2項 応急仮設住宅の提供	<input type="checkbox"/> 土木対策班

第1項 避難収容活動

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 福祉医療班
- ・ 各施設管理班



1. 避難施設の確保

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第2章第9節「避難収容計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 避難施設等の開設

避難施設は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等、施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。

又、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知しておき、避難の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

(2) 収容対象者

- 1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- 2) 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)
- 3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ・町長の避難命令を受けた者
 - ・町長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

(3) 避難施設への受入れ準備

- 1) 福祉医療班は、電話、無線等により避難所開設の旨を関係者へ連絡する。
- 2) 施設の施設解除依頼
- 3) 避難者の受入れ(収容)スペースを指定、避難者の誘導

2. 避難情報の発令及び伝達

地震等による災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、避難情報発令の責任者を明確にし、避難体制を確立する。

町長、その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震が発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

(1) 避難情報発令の基準

種類	対象地域	避難情報発令の発令基準
等高避難者	町全域及び町が指定した該当区域	・地震の結果、二次災害の危険があり避難準備及び要配慮者の避難が必要と認められるとき
避難指示	人命保護上、避難を要すると認められる地域	・地震後の土砂災害及び液状化等による危険が切迫しているとき ・余震により、建物等の倒壊の危険があるとき ・その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保	災害が発生している恐れがある又は発生している地域	・現実に災害が発生し、現場に残留者があるとき ・その他命を守るための最善の安全確保が必要と認められるとき

これらの基準を踏まえ、総合的に検討を加え適切な避難情報の発令に努める。

3. 要配慮者の避難対策

一般災害対策編第2章第9節第8項「要配慮者を考慮した避難対策」を準用する他、地震に関する対策は、以下の内容に留意して取り組む。

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、要配慮者に十分配慮した対策を検討する。

特に避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置等、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(1) 地震発生直後の対策

1) 要配慮者

避難行動要支援者名簿を作成し、地域の自主防災組織、消防団や民生委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。

2) 在宅被災者

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(2) 避難所での対策

避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

- 1) 物理的障壁の除去がされていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。
- 2) 車椅子の貸与、紙おむつや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスに努める。
- 3) 避難所では、要配慮者の状況を把握し、食糧や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮する。
- 4) 生活情報の伝達において、聴覚障害者には掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字等情報を的確に伝える方法を用いる。
- 5) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

(3) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

4. 避難所の受入れ体制

一般災害対策編第2章第9節第3項「避難所の開設、運営」を準用する他、地震に関する対策は、以下の内容に留意して取り組む。

町は、発災時に、人命の安全を第一に考え住民の避難誘導を行う。

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第5節 避難収容計画〉

避難誘導にあたっては、避難所・避難場所及び避難路や、災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他の避難に資する情報の収集・提供を関係機関へ求める。

(1) 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受入れや連絡が円滑に進むようにしておく。

1) 避難者名簿（カード）の配布、名簿を作成し人員を把握する。

2) 食糧、生活必需品の調達、受取、配給の準備と実施

3) 避難所運営に伴う記録の作成、運営状況の報告

(2) 避難所の運営は、住民及びボランティア等の自主性を尊重し、町はこれに協力し、必要な措置を検討する。

(3) 避難所の開設が長期化する見通しの場合、町は次の点に留意する。

1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

ア. グループ分け

イ. プライバシーの確保

ウ. 情報提供体制の整備

エ. 避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ. 避難所のパトロール等

カ. 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

キ. 福祉避難所

要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した避難所

2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

ア. 自主運営体制の整備

イ. 暑さ寒さ対策、医師・保健師等による巡回、入浴及び洗濯等の健康状態や生活環境の改善対策

ウ. 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保すること。

エ. 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

オ. 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

3) 指定避難所以外の被災者の支援

5. 避難所の開設

町は、発災時に、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。

6. 避難所の運営管理

- (1) 町は、収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、各避難所の適切な運営管理に努める。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう、必要に応じ関係機関に対して協力を求める。
- (2) 避難の長期化する場合等からプライバシーの確保が図れるよう配慮し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好な環境の確保に努める。
なお、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難の早期解消に努めることを基本とする。

7. 広域一時滞在

一般災害対策編第2章第25節第2項「広域一時滞在」を準用する。

8. 帰宅困難者対策

一般災害対策編第2章第36節第2項「帰宅困難者対策」を準用する。

第2項 応急仮設住宅の提供

《 主な担当班 》

- ・土木対策班

1. 応急仮設住宅の提供

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ仮設住宅の建設を行う。但し、被災者の入居手続き等を円滑に努めるとともに、建設実施に際しては、二次災害に十分配慮する。

(1) 実施責任者：都市建設課

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第2章第25節「応急仮設住宅建設等計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 震災後の応急措置の内容

- 1) 被災建築物の調査の実施
- 2) 危険度判定調査の実施
- 3) 応急住宅修理計画検討
- 4) 仮設住宅建設計画検討

(3) 応急住宅対策の実施

- 1) 被災建築物の調査の実施

震災後の建築物調査は被害調査報告に基づき実施する。

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第5節 避難収容計画〉

2) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物及び宅地が、余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、「応急危険度判定士」の協力を得て実施する。

ア. 応急危険度判定士派遣要請

町は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

イ. 応急危険度判定活動

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）」の判定基準に基づき行う。

3) 二次災害防止のための応急措置

町は、被災建築物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

2. 仮設住宅建設計画

(1) 実施責任者：都市建設課

(2) 応急仮設住宅の供与

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議のうえ仮設住宅の建設を行う。但し、被災者の入居手続き等を円滑に行うとともに、生活再建についても十分配慮する。

1) 応急仮設住宅の供与

被災の規模、被災世帯等に応じ、応急仮設住宅の供与を実施する。

ア. 速やかに住宅被害状況を把握し、その応急復旧に努める。

イ. 応急仮設住宅の建設計画を立案し、住民に対して入居募集等の広報を行う。

ウ. 入居世帯数の不足に応じて、周辺市町村の協力を得る。

エ. 入居後の生活再建策、要援護者対策等を配慮した入居措置を検討する。

2) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、県及びあらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

3) 公的住宅等の空家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

なお、国家公務員宿舎については、国有財産法第18条第6項及び第19条により、使用の許可を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

第6節 被災地の応急活動計画

第1項	緊急輸送のための交通の確保	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 消防機関
第2項	緊急輸送	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> J R 九州
第3項	食糧・飲料水及び生活必需品等の 調達、供給活動	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 水道企業団
第4項	保健衛生、防疫等に関する活動	<input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 水道班
第5項	施設の応急復旧等	<input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 水道企業団

第1項 緊急輸送のための交通の確保

《 基本方針 》

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・総務財政班
- ・土木対策班
- ・消防本部、消防団、消防団等の消防機関

1. 応急活動計画

(1) 実施責任者：総務対策班、土木対策班

大規模な地震発生における対策は、一般災害対策編第2章第20節「緊急輸送計画」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 震災後の応急措置の内容

町は、災害が発生した場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ的確に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実する。

- 1) 被災状況調査、通行可能路線の確認
- 2) 交通規制による緊急通行車両の確認
- 3) 応急復旧計画、輸送検討

第2項 緊急輸送

《 基本方針 》

町は、あらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施する。特に、機動力や大量輸送が可能なヘリコプター等の活用を推進する。

また、必要に応じ、自らの緊急輸送を行うほか、輸送関係機関及び県に緊急輸送を要請する。

自衛隊は、知事等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両を用いて緊急輸送活動を実施する。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・土木対策班
- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・JR九州

1. 緊急輸送対策の実施

(1) 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(2) 緊急通行車両の確認【 資料編*1 参照 】

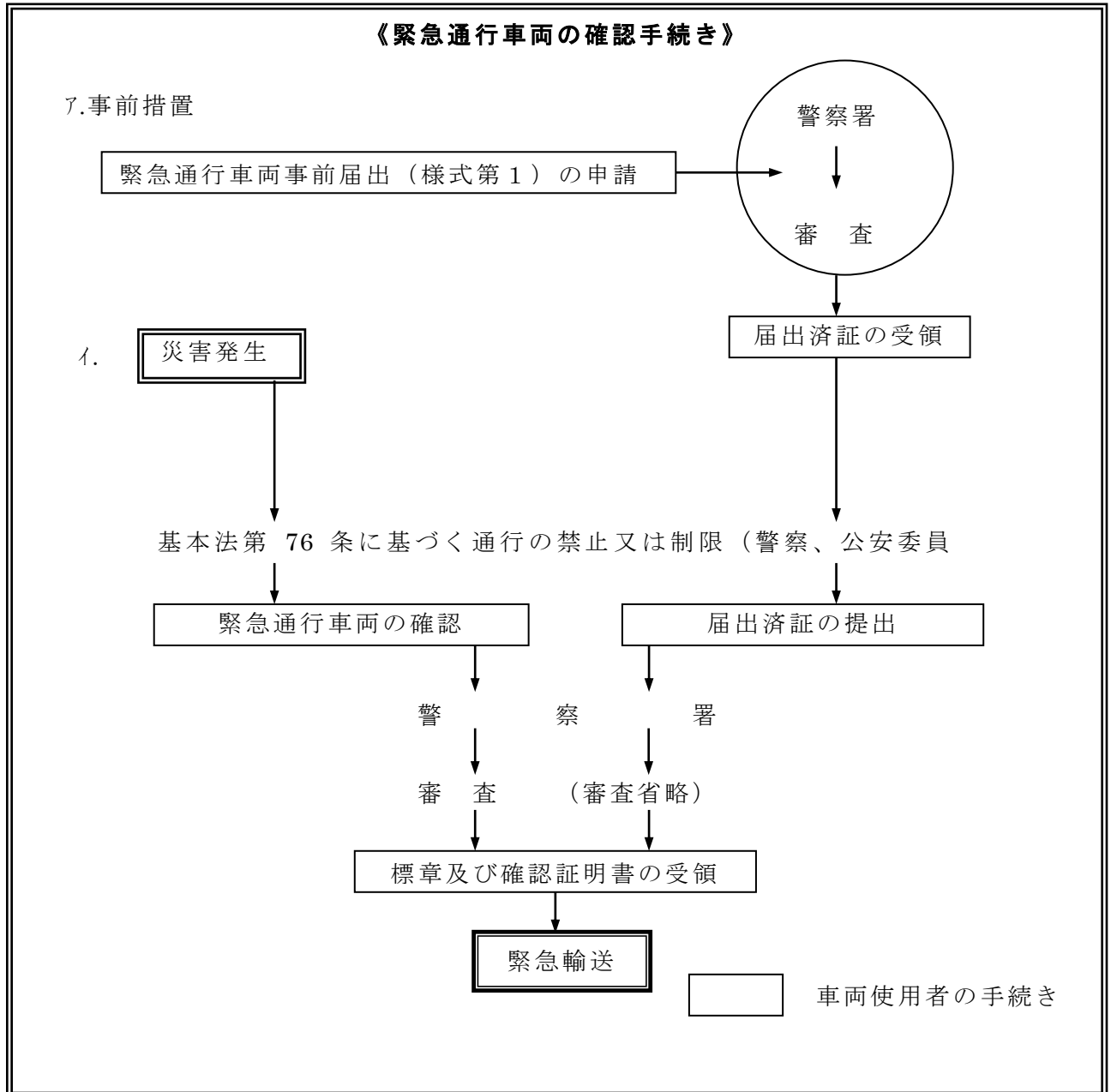
*1 ● 資料 3.19.3 「緊急通行車両の証明書等」

【 地震災害対策編 】

〈第 2 章 第 6 節 被災地の応急活動計画〉

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通確保及び輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県又は県公安委員会から様式第 4 の証明書及び様式第 3 の標章の交付を受ける。



（ 3 ） 応急復旧実施

一般災害対策編第 2 章第 20 節第 7 項「道路（緊急輸送道路）の応急復旧」を準用する他、地震発生時における措置としては、順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

2. 自動車運転者のとるべき措置

(1) 根拠

交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)第10章交通事故、故障、災害などのとき、第3節 災害などのとき

(2) 内容

1) 大地震が発生したとき

大地震が発生した場合、運転者は次のような措置をとるようにする。

ア.車を運転中に大地震が発生したとき

- 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。
- 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ.災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ア)速やかに、車を次の場所へ移動させる。

- 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ)速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ)警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。ま

た、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

3. 自動車運転者のとるべき義務

一般災害対策編第2章第20節第6項「自動車運転者のとるべき措置及び義務」を準用する。

4. 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設

地震発生時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

1) 災害対策本部の設置

防災業務計画（昭和62年8月総総第36号）に基づく震度6弱以上（地震計が250ガル以上）の地震が発生した場合、自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

2) 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・町・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

3) 応急措置の実施

ア.初動措置

(ア) 運転規制

輸送指令は強い地震を感知した場合、観測した震度により必要な運転規制を行うため、次の各号の取扱いを行う。

a.震度5弱以上（80ガル以上）のとき

輸送指令員は、当該運転規制区間を運転する全列車について、列車の運転中止を指示し、保線社員等による線路点検を実施し、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

b.震度4（40ガル以上80ガル未満）のとき

輸送指令員は、当該運転規制区間を運転する全列車について、25km/h以下の速度規制を実施し、保線社員等が要注意箇所での点検を行い、異常のないことを確認後、逐次運転規制を解除する。

(イ)乗務員の取扱い

運転士及び車掌は、運転中に地震を感知して列車の運転に危険があると思われる場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、切り取り、橋梁上、陸橋下、トンネル等の場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。なお列車を停止させた場合は、輸送指令員等と連絡を取り、その指示を受ける。

(ウ) 駅長の取扱い

駅長は、強い地震を感知して列車の運転に危険があると認めた場合は、列車の運転を見合わせ直ちに輸送指令員等に報告する。なお、地震計設置箇所のある駅長は、震度4以上を観測したときは速やかに輸送指令に報告する。

(エ) 工務センター所長の取扱い

工務センター所長は、輸送指令及び駅長から震度4以上を観測した旨の通報を受けた場合は、下記に定める取扱いを行う。

a. 震度5弱以上の場合

全区間において、徒歩巡回又は軌道モーターカー等による点検を実施し、路盤及び線路構造物等に異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

b. 震度4の場合

要注意箇所及び徐行箇所並びに仮設物等を使用している工事現場は、徒歩又は列車巡回等により異常の有無を確認し、輸送指令に報告する。

イ. 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

(ア) 駅長が行う避難誘導

a. 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないように誘導し避難させる。

b. 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。

(イ) 乗務員が行う避難誘導

a. 列車が駅に停止している場合は、輸送指令員等の指示による。

b. 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。

ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

- ① 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
- ② 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
- ③ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

ウ. 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第6節 被災地の応急活動計画〉

4) 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第3項 食糧・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

《 基本方針 》

町は、自ら調達した物資及び県、他の地方公共団体等によって調達された物資を被災者に対し、迅速かつ円滑に供給する。また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資の調達を要請する。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・福祉医療班
- ・水道班
- ・水道企業団

1. 給水対策

(1) 実施責任者：水道班

大規模な地震発生時における対策は、一般災害対策編第2章第16節「給水計画」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 震災後の応急措置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水、送水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ウ. 給水車等の応急給水方法の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ. 給水（場所、時間、方法）等に関する広報

(3) 応急給水の実施

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。

- 1) 給水に必要なポリ容器、バケツ（個人用）等給水容器の確保に努める。
- 2) 給水に要する給水車、輸送車両等が必要なときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- 3) 使用可能な施設より仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。
- 4) 給水（場所、時間、方法）等に関する広報を行う。

2. 食糧供給、生活必需品等の確保

(1) 実施責任者：総務対策班、福祉医療班

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第6節 被災地の応急活動計画〉

大規模な地震発生時における対策は、一般災害対策編第2章第17節「食糧供給計画」及び第18節「生活必需品供給計画」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 食糧供給、生活必需品等の確保計画

1) 調達

町は、自ら調達した食糧及び物資を被災者に対し、迅速かつ円滑に供給する。また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県及び近隣市町村に物資の調達を要請する。

2) 配分計画

町は、調達した食糧及び物資について配分計画を作成し円滑な配分を行う。

3) 物資拠点の指定

町は、災害が発生した場合において、調達または援助された食糧の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、あらかじめ定めた物資拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

4) 物資拠点の管理

町及び県は、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体と連携するなど、物資拠点ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期するものとする。

5) 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。又、配給（場所、時間、方法）等に関する広報を併せて行う。

第4項 保健衛生、防疫等に関する活動

《 基本方針 》

大規模な地震発生時における対策は、一般災害対策編第2章第21節「防疫、災害廃棄部、食品及び保健衛生対策計画」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

- ・福祉医療班
- ・水道班

1. 防疫、清掃活動

町は、被災地、特に、避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努め、被災者の健康状態を十分把握する。必要に応じ、仮設トイレを早期に設置する等、

清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても適切な措置を講ずる。

(1) 防疫の実施

あらかじめ定める計画により、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、感染症の蔓延防止等適切な予防措置を講じるため防疫活動及び検病調査を実施する。

町は、知事の指導又は指示に基づき、防疫活動を実施する。

《防疫の応急措置内容》

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ. ねずみ族等の駆除
- エ. 避難所の衛生管理及び防疫指導

(2) 被害情報の収集と全体処理量の把握

- 1) 町は、災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと一般生活により発生するごみとに区分し、各々について排出量を推定する。
- 2) 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- 3) 町はごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(3) 作業体制の確保

1) 人員、資機材等の確保

町は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

2) 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(4) 処理の実施

1) 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

町は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とするものとする。

2) ごみの一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするものとする。

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第6節 被災地の応急活動計画〉

なお、一時保管場所としては、公共的な空地进行を想定している。

3) 住民への広報

町は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

2. がれきの処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

町は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

1) 人員、資機材等の確保

町は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

2) 応援要請

町は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

1) 撤去作業

町は、地震等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。

2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

3) 災害廃棄物処理の実施

ア. 震災廃棄物対策指針

災害後の廃棄物処理に関しては、震災廃棄物対策指針（平成10年10月 厚生労働省）」を参照する。

イ. アスベスト等の有害廃棄物

アスベスト等の有害廃棄物の処理に関しては「廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」等の規定に従い適正な処理を行う。

3. 遺体の処理等

一般災害対策編第2章第22節「行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する計画」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

遺体の処理については、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。また、必要に応じ、近隣市町の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。なお、遺体は、その衛生状態に配慮する。

第5項 施設の応急復旧等

《 基本方針 》

発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、県・関係機関等に報告するほか、障害物の除去、二次災害の防止及び被災者の生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

《 主な担当班 》

- ・土木対策班
- ・水道班

1. 公共土木施設対策

(1) 実施責任者：土木対策班

大規模な地震発生時における対策は、一般災害対策編第2章第29節「公共土木施設災害応急対策計画」及び第30節「上水道施設災害対策計画」を準用する他、特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 道路、橋梁、その他公共施設等対策

1) 施設被害の把握

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握し、迂回路の選定等により交通路の確保に努める。また、被害状況等については、県や関係機関等に報告する。

2) 緊急点検の実施

大規模地震発生後直ちに、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する道路、橋梁、施設や設備等の緊急点検を実施する。

3) 応急復旧

被害を受けた道路、橋梁、施設等は速やかに復旧体制を確立し、必要な措置をとる。

4) 住民への広報

被害を受けた道路、橋梁、施設等の情報は、その被害状況、二次災害の危険性、復旧の見込み等を看板や掲示板、広報車等により広報する。

2. 上下水道施設対策

(1) 実施責任者：水道班、水道企業団

(2) 上水道施設の応急対策

応急復旧工事は、新富町管水道工事業協同組合等の協力を得て実施する。但し、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

【 地震災害対策編 】
 〈第2章 第6節 被災地の応急活動計画〉

1) 初期の段階

復旧部隊の編成 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査） 監督員（工事監督、弁操作）

2) 第2段階： 各近隣市町に工事支援を要請し対応する。

3) 応急復旧工事の順序

ア.初期段階	a.仕切弁を止める。 b.導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） c.送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） d.配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
イ.第2段階	a.緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 b.各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 c.緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 d.配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）

4) 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資機材により応急復旧を行う。

5) 送水施設

ア. 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

イ. 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

6) 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。

(3) 汚水排水施設等の応急対策

1) 地震で被害を受けた施設等については、速やかに復旧する。

2) トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場を設置し、あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

3) 浄化槽等

合併浄化槽等の処理機能が停止した場合、関連業者と連携し、処理施設等の早期復旧を図れるよう、必要な措置を検討する。

4) 二次災害の備え

特に、防護の必要のあるものに対しては、二次災害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

(4) 情報の連絡・広報

1) 情報の連絡

町は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、新富町・県の災害対策本部に密に連絡する。

2) 住民への広報

町は被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

第7節 二次災害の防止活動

第1項	水害、土砂災害対策	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 農業対策班
第2項	建築物等の倒壊対策	<input type="checkbox"/> 土木対策班
第3項	爆発及び有害物質による二次災害対策	<input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 各事業者
第4項	宅地等の崩壊対策	<input type="checkbox"/> 土木対策班

第1項 水害、土砂災害対策

《 基本方針 》

地震発生により河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な防止対策を実施するものとし、一般災害対策編第2章第10節「水防計画」及び第13節「土砂災害応急対策計画」を準用する他、特に次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・土木対策班
- ・福祉医療班
- ・農業対策班

1. 水害防止対策

震災時における水防活動は、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体の措置

地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害、またはダム放流によ

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第7節 二次災害の防止活動〉

る洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者は、地震(震度5強以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、河川施設、ダム、ため池等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(2) 施設管理者の措置

1) 応急措置

河川施設、ダム、ため池等の管理者は、地震(ダム、堤高15m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上)が発生した場合は、直ちに(津波が来襲する恐れがある場合は、その危険が去った後に)施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

2) 情報の広報

ア.河川管理者である県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などの恐れがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

イ.ため池の管理者である町及び土地改良区等は、ため池の決壊が予想され、下流域に土砂災害などの恐れがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について地域住民に周知させる。

2. 土砂災害防止対策

土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流(小流域)について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることのあるため、適切な処置を行う。なお、県は、宮崎地方气象台とともに、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを検討・実施するものとする。

(1) 現地状況の把握

町及び県は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流(小流域)、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2) 土砂災害緊急情報の周知

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難情報の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

- 1) 国土交通省
 - ア.河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
 - イ.河道閉塞による湛水
- 2) 県
 - ア.地すべり
- (3) 応急措置

町及び県は、崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

 - ・避難情報の発令
 - ・立ち入り規制
 - ・クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
 - ・観測機器の設置、観測
- (4) 復旧対策

町及び県は、被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。
- (5) 情報の連絡・広報

町及び県は、土砂災害危険箇所についての情報を災害対策本部や関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2項 建築物等の倒壊対策

《 基本方針 》

地震・津波により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・土木対策班

1. 応急危険度判定

(1) 判定士派遣要請・派遣

町は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2) 応急危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

【 地震災害対策編 】

〈第2章 第7節 二次災害の防止活動〉

- ア.判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- イ.判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ウ.判定結果の責任については、町が負う。

2) 判定の関係機関

- ア.町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- イ.県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

2) 判定作業概要

- ア.判定作業は、町の指示に従い実施する。
- イ.応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の2種類の構造種別ごとに行う。
- ウ.判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- エ.判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- オ.判定は、原則として「目視」により行う。
- カ.判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2. 二次災害防止のための応急措置

町は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第3項 爆発及び有害物質による二次災害対策

《 基本方針 》

地震・津波による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

《 主な担当班 》

- ・消防本部、消防署、消防団等の消防機関
- ・各危険物取り扱い事業者

1. 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出また

は漏えいした場合は、町及び県並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、町、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

(3) 町の対応

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(4) 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

町は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2. 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第4項 宅地等の崩壊対策

《 基本方針 》

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・土木対策班

1. 宅地危険度判定

(1) 宅地判定士派遣要請・派遣

町は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

(2) 宅地危険度判定活動

1) 判定の基本的事項

ア.判定対象宅地は、市町村が定める判定実施区域内の宅地とする。

イ.判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ.判定結果の責任については、町が負う。

2) 判定の関係機関

町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

3) 判定作業概要

ア.判定作業は、町の指示に従い実施する。

イ.宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

ウ.調査は、判定調査票の項目に従って、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

エ.判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

2. 二次災害防止のための応急措置

町は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

第1項	ライフライン途絶時の代替対策	<input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 水道企業団 <input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社 <input type="checkbox"/> ガス事業者 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社 (宮崎支店)
第2項	ライフライン施設の応急復旧	<input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 水道企業団 <input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社 <input type="checkbox"/> ガス事業者 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社 (宮崎支店)
第3項	事業者間の連絡・協力	<input type="checkbox"/> 水道班 <input type="checkbox"/> 土木対策班 <input type="checkbox"/> 水道企業団 <input type="checkbox"/> 九州電力送配電株式会社 <input type="checkbox"/> ガス事業者 <input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社 (宮崎支店)

第1項 ライフライン途絶時の代替対策

《 基本方針 》

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震・津波発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

《 主な担当班 》

- ・水道班
- ・水道企業団
- ・九州電力送配電株式会社 (高鍋配電事業所)
- ・ガス事業者
- ・西日本電信電話株式会社 (宮崎支店)

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第30節「上水道施設災害対策計画」及び第31節「公益事業等施設災害対策計画」を準用する。

第2項 ライフライン施設の応急復旧

《 基本方針 》

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

《 主な担当班 》

- ・水道班
- ・水道企業団
- ・九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）
- ・ガス事業者
- ・西日本電信電話株式会社（宮崎支店）

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第30節「上水道施設災害対策計画」及び第31節「公益事業等施設災害対策計画」を準用する。

第3項 事業者間の連絡・協力

《 基本方針 》

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設や道路等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

《 主な担当班 》

- ・水道班
- ・土木対策班
- ・水道企業団
- ・九州電力送配電株式会社（高鍋配電事業所）
- ・ガス事業者
- ・西日本電信電話株式会社（宮崎支店）

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第31節第4項「事業者間の連絡・協力」を準用する。

第9節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

第1項	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 高鍋警察署
第2項	帰宅困難者対策	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 商工対策班 <input type="checkbox"/> 高鍋警察署

第1項 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

《 基本方針 》

震災時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、震災時においては早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 高鍋警察署

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第36節第1項「被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持」を準用する。

第2項 帰宅困難者対策

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 高鍋警察署

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第36節第2項「帰宅困難者対策」を準用する。

第10節 被災者への的確な情報伝達活動

第1項 被災者・町民への的確な情報伝達	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班
第2項 相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 防災関係機関
第3項 町民等からの被災者の安否確認について	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 高鍋警察署

第1項 被災者・町民への的確な情報伝達

《 基本方針 》

地震・津波災害後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 福祉医療班
- ・ 町民こども班

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第37節第1項「被災者・町民への的確な情報伝達」を準用する。

第2項 相談窓口の設置

《 基本方針 》

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・福祉医療班
- ・町民こども班
- ・防災関係機関

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第37節第2項「相談窓口の設置」を準用する。

第3項 町民等からの被災者の安否確認について

《 主な担当班 》

- ・総務対策班
- ・高鍋警察署

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第37節第3項「町民等からの被災者の安否確認について」を準用する。

第11節 文教対策計画

第1項	学校教育対策	<input type="checkbox"/> 教育総務班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班
第2項	文化財応急対策	<input type="checkbox"/> 教育総務班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班

第1項 学校教育対策

《 基本方針 》

学校は、地震・津波発生時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。
災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

《 主な担当班 》

- ・教育総務班
- ・生涯学習班

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第24節第1項「学校教育対策」を準用する。

第2項 文化財応急対策

《 基本方針 》

文化財の地震被害からの保護を図るため、教育委員会（県、町）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して耐震対策の必要性について意識啓発を図る。

町教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の耐震対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

《 主な担当班 》

- ・教育総務班
- ・生涯学習班

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第24節第2項「文化財応急対策」を準用する。

第 1 2 節 自発的支援の受入れ

第 1 項	ボランティアの受入れ	<input type="checkbox"/> 総務対策班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
第 2 項	義援物資、義援金の受入れ	<input type="checkbox"/> 財政班 <input type="checkbox"/> 福祉医療班

第 1 項 ボランティアの受入れ

《 基本方針 》

大規模な地震・津波災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、町及び県は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 福祉医療班
- ・ 生涯学習班
- ・ 社会福祉協議会

1. ボランティアの受入れ

町は、関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付・調整等、その受入れ体制の確保に努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援する。

(1) 実施責任者：福祉医療班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第 2 章第 27 節「ボランティア応急活動計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) ボランティアの受入れ

1) ボランティアの要請

町は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示してボランティアの参加や協力を求め、労務の提供を受ける。

2) ボランティアの環境づくり

ア. ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務はボランティア調整機関に委ねる。

イ. 町災対本部は、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

(3) ボランティアの活動支援内容

1) 災害ボランティア情報センターの設置

社会福祉協議会に情報センターを設置し、被害状況やボランティアのニーズ等に関する情報の提供を広く行う。又、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行う。

ア. 町災対本部との連携による災害情報の収集及び提供

イ. 災害ボランティア現地支援センターの開設や運営の支援と連絡調整

ウ. ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ

エ. 県内外からのボランティアの登録と派遣

オ. 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整

2) 災害ボランティア現地支援センターの設置

ア. ボランティアニーズの把握及び情報提供

イ. ボランティアの受入れ、受付

ウ. 活動に関する事前研修（活動形態、宿泊、内容等）

エ. その他のボランティア組織ネットワークを形成し活動を支援

オ. パソコンやファクシミリ等を活用した情報提供

第2項 義援物資、義援金の受入れ

《 主な担当班 》

- ・財政班
- ・福祉医療班

1. 義援金品の受入れ

(1) 実施責任者：総務対策班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、一般災害対策編第3章第28節「義援金品配分計画」を準用する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 義援金品の受入れ

1) 義援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を町災対本部並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

2) 義援金の受入れ

義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

第13節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法の適用

- 総務対策班
- 各班

第1項 災害救助法の適用

《 基本方針 》

大地震発生時には、家屋の倒壊、火災、津波、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行うものとする。

《 主な担当班 》

- ・ 総務対策班
- ・ 各班

計画の詳細については、一般災害対策編第2章第2節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第 1 4 節 農林水産関係対策計画

第 1 項	農産物応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班
第 2 項	家畜応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班
第 3 項	林産物応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班
第 4 項	水産物応急対策	<input type="checkbox"/> 農業対策班

《 基本方針 》

大規模な地震・津波災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。

このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとし、一般災害対策編第 2 章第 3 4 節「農林水産業用施設等災害応急対策計画」を準用するほか、特に次の事項に関する措置を講じ、万全を期す。

第 1 項 農産物応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

1. 情報の収集

町は、県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2. 農産物対策

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稻

- 1) 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- 2) 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- 3) 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

- 1) 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が

崩壊しない軽度の場合)

- 2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
 - 3) 施設の破損箇所の早期復旧対策
- (4) 花き
施設の破損箇所の早期復旧対策
- (5) その他露地作物等
地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

第2項 家畜応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

1. 家畜防疫対策

- (1) 町は、県及び関係団体等を通じて畜舎及び家畜の被害状況を把握する。
- (2) 家畜保健衛生所は、町及び関係団体等に対して、家畜の被害状況を勘案し、死亡獣畜の処分施設、場所の確保を図らせるとともに、汚染物等の流出の危険がある家畜に対する流出阻止及び消毒の実施等を指導する。

2. 飼料確保対策

町長は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体及びその他飼料製造販売業者への必要数量の確保及びあっせんを必要に応じ県へ要請する。

第3項 林産物応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

1. 情報の収集

町は、県及び林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

2. 林産物対策

町は、必要に応じて県及び林業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。

第 4 項 水産物応急対策

《 主な担当班 》

- ・ 農業対策班

1. 情報の収集

町は、県及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

2. 水産物対策

町は、県及び水産関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図る。

(1) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(2) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(3) 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第3章 復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

第1項	被害が比較的軽い場合の基本的方向の決定	<input type="checkbox"/> 各課
第2項	被害が比較的甚大な場合の基本的方向	<input type="checkbox"/> 各課

《 基本方針 》

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第1項 被害が比較的軽い場合の基本的方向の決定

《 主な担当機関 》

・各課

計画の詳細は、一般災害対策編第3章第1節第1項「被害が比較的軽い場合の基本的方向」を準用する。

第2項 被害が甚大な場合の基本的方向

《 主な担当課 》

・各課

計画の詳細は、一般災害対策編第3章第1節第2項「被害が甚大な場合の基本的方向」を準用する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1項	公共施設災害復旧計画	<input type="checkbox"/> 各課
第2項	激甚災害の指定	<input type="checkbox"/> 各課

第1項 公共施設災害復旧計画

《 主な担当機関 》

- ・各課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第2節「災害復旧事業の推進計画」を準用する。

第2項 激甚災害の指定

《 主な担当機関 》

- ・各課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第3節「激甚災害の指定」を準用する。

第3節 計画的復興の進め方

第1項	震災復興対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 各課
第2項	災害復興方針・計画の策定	<input type="checkbox"/> 各課
第3項	震災復興事業の実施	<input type="checkbox"/> 各課

地震・津波により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。

第1項 震災復興対策本部の設置

《 主な担当機関 》

・各課

一般災害対策編第3章第4節第1項「災害復興対策本部の設置」を準用する。

第2項 災害復興方針・計画の策定

《 主な担当機関 》

・各課

一般災害対策編第3章第4節第2項「災害復興方針・計画の策定」を準用する。

第3項 震災復興事業の実施

《 主な担当機関 》

・各課

一般災害対策編第3章第4節第3項「災害復興事業の実施」を準用する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1項	被災者への広報及び相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 総務課
第2項	生活確保資金の融資等	<input type="checkbox"/> 福祉課 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会
第3項	雇用の確保	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第4項	税対策等による被災者負担の軽減	<input type="checkbox"/> 税務課 <input type="checkbox"/> 各事業者
第5項	住宅確保の支援	<input type="checkbox"/> 都市建設課

《 基本方針 》

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応える為、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置

《 基本方針 》

町、県及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

《 主な担当機関 》

- ・総務課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第3項「災害相談窓口」を準用する。

第2項 生活確保資金の融資等

《 基本方針 》

町及び県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、町及び県は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図るものとする。

《 主な担当機関 》

- ・福祉課
- ・社会福祉協議会

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第6節第1項「金融措置」、第3項「罹災証明の発行」を準用する。

第3項 雇用の確保

《 基本方針 》

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう公共職業安定所と連携し被災者の生活の確保を図る。

《 主な担当機関 》

- ・産業振興課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第2項「雇用機会の確保」を準用する。

第4項 税対策等による被災者負担の軽減

《 基本方針 》

地震・津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

《 主な担当機関 》

- ・ 税務課
- ・ 各事業者

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第4項「租税の徴収猶予及び減免等」及び第6節第2項「郵政事業の特例措置」を準用する。

第5項 住宅確保の支援

《 基本方針 》

応急仮設住宅から恒久・良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

《 主な担当課 》

- ・ 都市建設課

計画の詳細については、一般災害対策編第3章第5節第1項「住宅の確保」を準用する。